



事務連絡
平成28年6月24日

北海道農政事務所消費・安全部安全管理課長 殿
各地方農政局消費・安全部安全管理課長 殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課
課長補佐（農薬指導班担当）

無水マレイン酸を含む製剤の劇物指定に伴う対応について

今般、平成28年7月1日に「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令」が公布され、無水マレイン酸及びこれを含有する製剤の劇物指定について下記のとおり施行されることが判明しております。

平成28年6月24日現在、農薬登録を受けている無水マレイン酸を含有する製剤のうち新たに劇物に指定されるものは「デシカン乳剤（ピラフルフェンエチル乳剤 農薬登録番号第20677号）」（有効成分ではなくその他の成分として無水マレイン酸を含有。）です。

当該政令の施行後には、これらの製剤の取扱者（農薬販売者及び農薬使用者を含む）には、別紙のとおり毒物及び劇物取締法に基づく対応が求められることとなります。また、当該政令の施行に合わせ、当該農薬の使用上の注意事項も変更される予定であり、使い慣れた農薬でも注意事項を改めて確認し、それを遵守して使用していただく必要があります。

このため、デシカン乳剤の登録・販売メーカーから、取引先に対し別添のとおり対応への協力を依頼する文書が発出されます。

都道府県の農薬担当者の皆様には、デシカン乳剤の販売者及び使用者に対して、ホクレン等の関係機関や都道府県の薬務主管部局と連携しつつ、①農薬の適正な管理・使用に関する指導・研修の機会を捉えて周知する、②都道府県のホームページに掲載する、等の手段により、注意喚起を図っていただく必要があります。

以上の事をご承知おきの上、貴管下都道府県の担当者に情報提供及び協力依頼をお願いします。

記

1. 施行日：平成 28 年 7 月 15 日
2. 経過措置：
 - (1) 本改正の施行の際、新たに劇物に指定した物の製造業、輸入業又は販売業を現に営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成28年10月31日（公布の日から約3か月後）までの間は、法第3条、第7条及び第9条の規定を適用しないものとする。
 - (2) 新たに劇物に指定した物のうち、施行の際現に存するものについては、毒物又は劇物に係る必要事項の表示の規定は、平成28年10月31日（公布の日から約3か月後）までの間は、適用しないものとする。

(参考)

別紙

新たに劇物に指定される農薬の販売者及び使用者に求められる対応

1. 流通在庫及び農家等が新たに保有する在庫については、政令施行後、直ちに施錠のできる保管庫に移し、盜難・漏洩・紛失を防ぐこと。また、直ちに貯蔵・陳列場所には「医薬用外劇物」の表示を行うこと。
2. 農家又は販売者が保有する当該剤の在庫品には平成28年10月31日までに容器、被包への「医薬用外劇物」の表示を付すこと。

なお、上記の対応は、従前から当該農薬を販売又は使用していた者について、それらが毒劇物に指定されることによって等しく求められる代表的な義務のみを抜粋したものであり、毒劇物の取扱者の責務全般については、厚生労働省のホームページ等を参照願います。